

平成21年11月27日

単元未満株式をお持ちの株主の皆様へ

川崎市中原区中丸子150番地  
東京応化工業株式会社

## 単元未満株式の買取請求（ご売却）のご案内

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、株主の皆様がお持ちの単元未満株式（当社の場合は1株～99株）につきましては、証券市場での売買ができないなど制約がございますが、法律の規定および当社の株式取扱規程に定める手続きに基づき当社に対し時価で売却すること（買取請求）が可能となっております。例えば、150株をご所有の株主様の場合には、ご所有株式のうち、単元未満株式である50株の買取りを当社に対して請求できます。

単元未満株式の買取請求をご希望される株主様は、下記事項をご一読のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

### 1. 単元未満株式が特別口座に記録されている株主様

- (1) 所定の「単元未満株式買取請求取次依頼書」に必要事項をご記入・ご押印ください。なお、「単元未満株式買取請求取次依頼書」は、下記のウェブサイト（三菱UFJ信託銀行のホームページ）、特別口座 口座管理機関の窓口またはお電話によりご請求できます。

#### （ウェブサイトによるご請求）

ウェブサイト [http://www.tr.mufg.jp/daikou/tetsuzuki\\_03.html](http://www.tr.mufg.jp/daikou/tetsuzuki_03.html)

#### （窓口によるご請求）

特別口座 口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社 本店 および 全国各支店

\*通常の銀行取引と同様、銀行営業時間9：00～15：00のお受付となります。

#### （お電話によるご請求）

電話 0120-244-479（通話料無料）（自動音声対応）

0120-232-711（通話料無料）（オペレータ対応）

- (2) ご提出いただく書類

- ① 単元未満株式買取請求取次依頼書
- ② 本人確認のための書類またはその写し（例えば、運転免許証や国民健康保険被保険者証の写しなど。詳細は、「単元未満株式買取請求取次依頼書」の裏面（2枚目）に記載しておりますので、ご参照ください。）

(3) お手続き方法と窓口およびお問合せ先

お手続きは、下記の特別口座 口座管理機関の窓口またはご郵送にてお受け付けいたします。

なお、買取請求のお手続き後の取消しはできませんので、ご注意ください。

(窓口によるお取次ぎ)

特別口座 口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社 本店 および 全国各支店

\*通常の銀行取引と同様、銀行営業時間9:00~15:00のお受付となります。

(ご郵送による受付場所)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂7丁目10番11号

(お電話によるお手続き等に関するご照会)

電話 0120-232-711 (通話料無料) (オペレータ対応)

2. 単元未満株式が証券会社等の口座に記録されている株主様

口座を開設されている証券会社等に直接お問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

なお、口座を開設されている証券会社等にお預けの単元未満株式については、三菱UFJ信託銀行ではお取り扱いできませんので、ご注意ください。

.....

(ご注意)

1. このご案内は、単元未満株式のご売却（買取請求）を強制するものではありません。本手続きに際しましては、株主様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。なお、すでに、ご売却（買取請求）等をされている場合は、行き違いがありましたことをご容赦くださいますようお願い申し上げます。
2. 平成22年3月29日（月）から平成22年3月31日（水）までの間は、買取請求の取次ぎの受付はできません。
3. お持ちの当社単元未満株式を単元株式（100株）にまとめるため、1単元の株式数（100株）に不足する株式を買い増すことも可能となっております。買増しに係る手続き等の詳細につきましては、単元未満株式が特別口座に記録されている株主様は三菱UFJ信託銀行証券代行部に、単元未満株式が証券会社等の口座に記録されている株主様は口座を開設されている証券会社等に直接お問い合わせくださいますようお願い申し上げます。
4. 単元未満株式の買取りおよび買増しにかかる手数料については、無料となっております。

以 上